

成年後見制度の 申立て費用と報酬の助成

成年後見制度を利用する高齢者や障害者等で、裁判所への申立て費用や後見人等への報酬を支払うことが経済的に困難な方に、申立て費用や報酬の一部または全部を助成します。

	申立て費用の助成	成年後見人等への報酬の助成
申請時期	後見等の開始審判の確定後から 3か月以内	報酬付与の審判決定後
助成対象 となる費用	申立手数料 登記手数料 郵便切手代 鑑定料 申立書の添付書類の取得費用 など	家庭裁判所が審判した 成年後見人等の報酬 ※上限：月額 5,000 円 ※後見人等が親族である場合は、 対象外。
対象となる方	①と②のどちらにも、あてはまる項目がある方 ① <ul style="list-style-type: none">・夕張市に居住し、夕張市に住民票がある。・夕張市の介護保険の被保険者で、介護サービスを利用している。・夕張市の援護を受け、障害福祉サービス等を利用している。 ② <ul style="list-style-type: none">・生活保護を受給している。・成年後見制度を利用するのに必要な費用を支払うと、生活保護基準を下回る。・その他費用の負担が困難であると特に市長が認めた方である。	

※成年後見人等：成年後見人、保佐人、補助人のことをいいます。

手続きの流れ

審判確定・成年後見制度の利用開始



申請（申立て費用の助成申請は、審判確定後 3 か月以内）

【申立て費用の助成申請に必要な書類】

- 申請書
- 登記事項証明書または成年後見等開始の審判書の写し
- 審判費用の証拠書類
（領収書・切手返還書・鑑定費用の受領書の写しなど）
- <生活保護受給者>生活保護受給証明書
- <生活保護受給者以外>対象者・申立代理人の収入が分かるもの
（通帳の写し、年金額決定通知書など）

【報酬の助成申請に必要な書類】

- 申請書
- 登記事項証明書または成年後見等開始の審判書の写し
- 報酬付与の審判決定書の写し
- 世帯収入が確認できる書類（源泉徴収票・申告書の写しなど）
- 財産や資産の状況が確認できる書類（財産目録など）
- 必要経費が確認できる書類（後見予算表、領収書の写しなど）



審査



提出いただいた書類を基に、支給要件にあてはまるか、審査します。

助成の有無の決定・通知



助成の有無・金額について、審査結果を申請者に通知します。

助成金の請求



助成が決定したら、助成金の請求を行ってください。

助成金の支給

請求に基づき、申請者の口座に振り込みます。

※資産状況や生活状況等に変化があった場合は、再審査になります。

【夕張市役所の問い合わせ

障害者手帳をお持ちの方は・・・・・・・・生活福祉係 ☎52-1059

高齢者や障害者手帳をお持ちでない方は・・・包括支援係 ☎52-3107